

特記仕様書

(令和5年度 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画改定支援業務委託)

1. 業務目的

本業務は、本市において、誰にもやさしいまちづくりを進めるため、バリアフリー法に基づき、JR魚住駅周辺地区の基本構想の策定を支援することを目的とする。

2. 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない）

3. 履行期間

契約締結日の翌日から2024年3月15日まで

ただし、履行期間内であっても明石市から個々の成果品等の提出指示があった場合においては、受託者はこれに従うものとする。

4. 業務概要

業務については、以下の内容を基本としつつ、バリアフリー法、国土交通省のガイドライン等を参考とし、本市が策定したマスタープラン編の内容を踏まえ実施するものとする。

(1) 打合せ協議

本事業を適正かつ円滑に実施するため、打合せを行う。打合せ回数は、業務着手時、中間（1回）、成果品納入時の計3回とする。なお、業務着手時と成果品納入時には業務責任者が同席すること。

(2) 計画準備

本業務を実施するに当たり、必要な検討事項や留意すべき事項を整理するとともに、業務の実施体制及び実施工程を整理し、これらを反映した業務計画書を作成する。

(3) 分科会の資料作成支援

5月23日に開催する第1回分科会（JR魚住駅周辺地区のまちあるき（※））に参加し、学識経験者、各種団体等から出る意見を取りまとめ、第2回分科会及び明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会の資料の作成を支援する。

なお、会場費、飲料費、資料印刷費、謝礼その他の分科会開催に必要な経費は市で負担する。

（※）一部の生活関連経路を、障害当事者や地元住民とともに歩き、生活関連施設や生活関連経路などにおける課題を確認し、意見交換を行う。

(4) JR魚住駅周辺地区の重点整備地区の図面作成

JR魚住駅周辺地区で重点整備地区等を追加した図を作成する。

なお、各事業者との調整は市が行う。

(5) 報告書作成

本業務での検討成果を報告書としてとりまとめる。

5. 成果物

- ・本業務委託にかかる業務報告書・関連資料等（A4版・A4ファイル綴じ）2部
- ・同上各種電子データ 1式

6. その他

- (1) 今後のスケジュールについては添付のとおりとする。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。
また、受託者は本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (3) 受託者は、本市から貸与された業務の実施に必要な書類について、業務終了後、速やかに返還しなければならない。
- (4) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報を他人に知らせてはならない。
また、本市が貸与した個人情報が記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。
- (5) 契約の履行について疑義が生じた場合には、速やかに双方で協議する。

今後のスケジュール

年	月	実施内容
2023年	5月23日	第1回分科会の開催 まちあるき、意見集約
	6月下旬	第2回分科会の開催 基本構想の検討
	8月	第1回協議会の開催
2024年	2月頃	第2回協議会の開催 計画の改定案の決定

※今後のスケジュールについては、変更する場合があります。